

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 160,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 55,770,363株  
 (3) 当事業年度末株主数 5,096名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
公益財団法人渋谷育英会	5,587	13.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,805	11.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	2,881	7.09
日本生命保険相互会社	2,020	4.97
株式会社広島銀行	1,762	4.34
福山通運共済会	1,335	3.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,250	3.08
福山通運協力業者持株会	1,021	2.51
損害保険ジャパン株式会社	1,017	2.50
福山通運従業員持株会	1,013	2.49

- (注) 1. 当社は、自己株式を15,148,910株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 なお、自己株式（15,148,910株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が保有する当社株式（149,557株）は含めておりません。  
 2. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の様況

#### (1) 当事業年度末日における取締役及び監査役の様況

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の様況
小丸成洋	代表取締役社長	公益財団法人渋谷育英会 理事長 指名・報酬諮問委員会 委員
熊野弘幸	代表取締役副社長 副社長執行役員	営業本部長
長原永壽	取締役 専務執行役員	輸送統括担当兼安全統括室長
前田美穂	取締役	一般社団法人国際人材育成労務管理協会 専務理事 指名・報酬諮問委員会 委員
野中智子	取締役	野中・瓦林法律事務所 弁護士
吉田昌功	取締役	近鉄不動産株式会社 代表取締役会長
富村和光	取締役	富村・林谷法律事務所 弁護士 独立委員会 委員長
重枝豊英	取締役	指名・報酬諮問委員会 委員長
大本卓志	取締役	大本卓志税理士事務所 所長 指名・報酬諮問委員会 委員
百田正裕	監査役(常勤)	
中村誠一	監査役(常勤)	
佐々木信彦	監査役	株式会社日本シークレット・サービス 取締役相談役
村井弘幸	監査役	近鉄グループホールディングス株式会社 取締役専務執行役員
森下裕子	監査役	近畿日本鉄道株式会社 取締役専務執行役員 森下裕子税理士事務所 所長 株式会社清友会計舎 取締役

- (注) 1. 取締役前田美穂、野中智子、吉田昌功、富村和光及び重枝豊英並びに大本卓志の6氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐々木信彦及び村井弘幸並びに森下裕子の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森下裕子氏は、税理士の資格を有しており、会社経営の監査業務等を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役前田美穂、野中智子、富村和光、重枝豊英、大本卓志及び監査役佐々木信彦並びに森下裕子の7氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
日下真吾	2021年6月22日	任期満了	取締役 株式会社清友会計舎 代表取締役
岡本勝彦	2021年6月22日	任期満了	監査役（常勤）
平井浩一郎	2021年6月22日	任期満了	監査役 株式会社ヒライホールディングス 代表取締役社長

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役前田美穂、野中智子、吉田昌功、富村和光、重枝豊英、大本卓志、監査役佐々木信彦及び村井弘幸並びに森下裕子の9氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の上記社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び当社グループの取締役並びに監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当該被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。保険料は、当社の役員及び執行役員が7.44%の保険料を負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では保険契約の免責事項はありませんが、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容等に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値を高め持続可能な成長を実現するために機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位ごとの責任に応じて適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、社外取締役については、高い独立性を確保するため、業績等による変動のない基本報酬とする。

### ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位ごとの責任に応じて適正な水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、毎年の業績や企業価値向上に対する意識を高めるため現金報酬とし、担当職務における貢献度を総合的に勘案した額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

### ④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する各報酬等の割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、基本報酬と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬としての賞与の支給割合は、業績等に応じて変動するものとし、企業価値の向上に対するインセンティブとして適切な支給割合となることを方針とする。

### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された総額の範囲内において、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議・答申を経て、取締役会が基本報酬と賞与で構成された年間の報酬総額を決定したうえで、代表取締役社長に一任し、その範囲内で各取締役の報酬額を決定するものとする。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役	228	228	－	－	10
(うち社外取締役)	(24)	(24)	(－)	(－)	(7)
監 査 役	40	40	－	－	7
(うち社外監査役)	(10)	(10)	(－)	(－)	(4)
合 計	268	268	－	－	17
(うち社外役員)	(34)	(34)	(－)	(－)	(11)

- (注) 1. 上表には、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、毎年の業績や企業価値の向上への貢献であり、その実績は、売上高と営業利益率であります。当該指標を選択した理由は、企業価値を高め、持続可能な成長を実現するために機能する報酬体系からであります。  
当事業年度の業績連動報酬等にあたる賞与の支給は、2022年6月21日開催予定の取締役会及び監査役会において決議いたします。なお、前事業年度の業績連動報酬等にあたる賞与の支給については、2021年6月22日開催の取締役会及び監査役会の決議により、当事業年度において社外取締役を除く取締役3名に対し、17百万円、社外監査役を除く監査役2名に対し、2百万円を支給いたしました。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名（うち社外取締役2名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長小丸成洋に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
7. 当社は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。なお、当事業年度において退任した監査役1名（うち社外監査役1名）に対し、0百万円を支給いたしました。

## (7) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
社 外 取 締 役	前 田 美 穂	一般社団法人国際人材育成 労務管理協会	専務理事
社 外 取 締 役	野 中 智 子	野中・瓦林法律事務所	弁護士
社 外 取 締 役	吉 田 昌 功	近鉄不動産株式会社	代表取締役会長
社 外 取 締 役	富 村 和 光	富村・林谷法律事務所	弁護士
社 外 取 締 役	大 本 卓 志	大本卓志税理士事務所	所長
社 外 監 査 役	佐々木 信 彦	株式会社日本シークレット・サービス	取締役相談役
社 外 監 査 役	村 井 弘 幸	近鉄グループホールディングス株式会社 近畿日本鉄道株式会社	取締役専務執行役員 取締役専務執行役員
社 外 監 査 役	森 下 裕 子	森下裕子税理士事務所 株式会社清友会計舎	所長 取締役

- (注) 1. 当社は、公開買付による自己株式の取得により、2021年6月30日をもって近鉄グループホールディングス株式会社の持分法適用関連会社ではなくなりました。
2. 当社と近鉄グループホールディングス株式会社、近畿日本鉄道株式会社、近鉄不動産株式会社、一般社団法人国際人材育成労務管理協会、野中・瓦林法律事務所、富村・林谷法律事務所、大本卓志税理士事務所、森下裕子税理士事務所、株式会社清友会計舎との間には特別な関係はありません。
- なお、株式会社日本シークレット・サービスとの間の取引は、連結売上高の1%未満です。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取 締 役 会 況 出 席 状 況	監 査 役 会 況 出 席 状 況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	前 田 美 穂	8 回中 8 回	—	労働条件・労働安全衛生等に係る豊富な経験と専門知識を有しており、経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては、当社指名・報酬諮問委員会委員に就任するなど、コンプライアンスの観点から取締役会において、有益な助言を行いました。
社外取締役	野 中 智 子	8 回中 8 回	—	弁護士としての豊富な経験に加え、最高裁判所司法研修所民事弁護教官等の公務を担った経験もあり、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度においては、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のための助言を行いました。
社外取締役	吉 田 昌 功	8 回中 8 回	—	経営者としての事業経験や豊富な知見を有しており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては、取締役の職務執行に対する適切な監督・助言を行いました。
社外取締役	富 村 和 光	8 回中 8 回	—	弁護士として幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通し、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度においては、当社独立委員会委員長を歴任するなど、コンプライアンス経営等の推進について、適切な助言を行いました。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外取締役	重枝豊英	8回中8回	—	国際渉外等における豊富な経験とグローバルな見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては、当社指名・報酬諮問委員会委員長に就任するなど、主にコンプライアンスの観点から有益な助言を行いました。
社外取締役	大本卓志	8回中8回	—	税理士として企業会計、税務に精通していることから独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度においては、当社指名・報酬諮問委員会委員に就任するなど、企業経営等におけるコンプライアンスの徹底など、適切な助言を行いました。
社外監査役	佐々木信彦	8回中8回	9回中9回	経営監視機能の充実のため、法執行と危機管理における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行における監査機能の実効性向上のための助言を行いました。
社外監査役	村井弘幸	8回中7回	9回中8回	経理及び経営企画等に係る豊富な経験と幅広い見識により、取締役の職務執行における監査機能の実効性向上のための助言を行いました。
社外監査役	森下裕子	7回中7回	7回中7回	税理士として財務及び会計に関する見識に基づき、取締役の職務執行における監査機能の実効性向上のための助言を行いました。

(注) 社外監査役森下裕子氏は、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会への出席状況が他の社外取締役及び社外監査役と、監査役会への出席状況が他の社外監査役と異なります。



## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額（百万円）
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	84
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社において、コンプライアンス実践のための遵守すべき行動指針として、「福山通運グループ企業行動憲章」を定める。取締役等に関しては、「役員倫理規程」を制定し、これに則って職務を執行するとともに、他の取締役等の法令、定款または企業倫理に反する行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告を行う。使用人に関しては、「コンプライアンス規程」を制定し、法令、定款及び社内規則に対する意識の高揚と遵守の徹底を図るために担当役員を定め、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス室」を設置して各種マニュアルの作成や研修等を行う。また、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスの実施状況を検証し、取締役会及び監査役に報告する。さらに、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正するために、使用人からの通報を受け付ける「社内通報制度」を設ける。

反社会的勢力への対応については、断固たる態度で臨む旨を「福山通運グループ企業行動憲章」に定め、周知徹底する。また、不当な要求等には、顧問弁護士や警察等の外部機関と協議しつつ、速やかに毅然とした対応を行う。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、評価作業を円滑、適正に実施し、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。

#### ② 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報取扱規則」を整備し、これに則り情報の適切な保存、管理を実施する。また、監査役会が求めたときは、いつでも当該情報の提供に応じる。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を制定し、グループ会社のリスク管理推進の統括責任者として当社担当役員を定める。また、「リスク管理委員会」を設置し、各種マニュアルの作成や研修を行い、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるリスク管理の状況を検証し、取締役会及び監査役に報告する。さらに危機管理体制として、会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損害、影響等を最小限にとどめる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役等の職務権限及び意思決定のルールを明確化し、業務の適正化、効率化を図るとともに、全社的な影響を及ぼしうる重要事項に関して、適宜、会議・委員会を設置し、多面的な審議、検討とすみやかな意思の伝達、共有を行う。また、長期及び年度の事業計画、目標を定期的に明示し、それらに基づいた業績管理を行う。

取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、審議した内容を取締役に諮り決定することで、取締役等の指名及び報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、ガバナンス体制を図るための包括規程として「グループ統括規程」を制定する。当社グループ会社は、経営上の重要案件に関する事前協議や必要に応じて各種会議での報告を行うとともに、それぞれのリスク管理及びコンプライアンスの体制を整える。当社内部監査室は、グループの業務全般にわたる内部統制の適切性・有効性を確保するため、定期的に監査を行う。また、「社内通報制度」を設け、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
またその使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査役室」を設置し、監査役の職務を補助するためここで執務を行う使用人は、当社の使用人から任命する。この監査役補助使用人は、監査役の補助業務及び監査役会の事務局業務に専従し取締役等の指揮命令に服さないものとし、その任命、人事異動、懲戒、賃金等については監査役会との事前協議のうえ決定するものとして、取締役等からの独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役等及び使用人は、当社及び当社グループ会社全体の業務・業績に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。また、内部監査室の行う監査の結果や社内通報制度における通報状況についても、文書にて遅滞なく監査役に報告を行う。

⑧ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役等及び使用人は、当社グループ会社からの法定の事項に加え、内部監査の実施状況等を取締役会及び監査役に報告する。また、社内通報制度による法令・企業倫理・社内規則に反する事案のうち重要なものは、コンプライアンス担当役員から監査役に報告する。

社内通報制度においては、社内通報規程により通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

- ⑨ 監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が、規則に則り職務の執行のために公認会計士、弁護士その他の専門家に助言を求める又は調査その他の事務を委託するなどの費用については、必要でない認められる場合を除き、当社の費用処理とする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他重要な会議に出席をするとともに、必要に応じて意見を述べる。また、稟議書その他業務執行に関する文書を読覧し、必要に応じて当社グループ会社からも事業の報告を求める。なお、取締役等及び使用人は、監査役から要求があった場合は、適宜必要な資料を添えて説明を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス体制

当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人が遵守すべき行動指針である「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する課題や取り組みの検討を行っております。当該委員会での検討結果を受け、各社の研修等においてコンプライアンスに関する課程を組み込み、継続的な教育を実施しております。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見、是正のため、当社及び当社グループ会社を対象とする「社内通報制度」を設け、当社コンプライアンス室及び顧問弁護士を窓口としております。なお、通報を理由として通報者へ不利益な取扱いを禁止するなど通報者を保護する旨を社内通報規程に定めております。

- ② リスク管理

各事業所の内部監査の実施とフォローアップ監査の徹底を図ってまいりました。なお、内部監査の過程においてその結果を数値化し、新たに顕在化したリスクについては、各関連部門へのリスク削減の改善を実施し発生リスク要因の消滅に努め、適時内部監査項目に追加を行い、運用状況を確認してまいりました。

- ③ 取締役の職務執行

当社及び当社グループ会社において、取締役の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう、「福山通運グループ企業行動憲章」や「役員倫理規程」などを制定し、取締役会等において社外取締役の意見を積極的に求め、職務執行の適正化を図りました。併せて、職制規程によって各職務の権限などを明確化し、効率的な業務を行うことができる体制を整備いたしました。

また、企業価値を高め、持続可能な成長を実現することを目指して「中期経営計画」を3年毎に策定し、これに基づいて毎年の業績管理を行っております。

④ グループ管理

「グループ統括規程」に基づき、当社の本社各部署から各子会社に業務状況や経営状況について質疑応答を行い牽制機能の強化を図るなど、適宜指導及び業務確認を行っております。また、内部監査室が主体となって、当社及び当社グループ会社における年間監査実施計画を策定し、さらには無通告監査も導入し、監査指摘事項に対するフォローアップ監査を実施するなど管理・指導の充実を図っております。なお、監査結果より発見される業務手順の不備事項は適時に修正を行い、グループ全体として業務の適正が確保できる体制で運用しております。

⑤ 監査役

社外監査役3名を含む監査役5名による監査体制により、各種の重要な会議への出席や重要事項の報告、さらに「情報取扱規則」に基づき保管された各重要文書について監査役会の求めに応じて提供することで、内部統制システム全般の整備・運用状況を確認しております。

**(3) 会社の支配に関する基本方針**

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### a 経営理念について

当社は、「総物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び地域経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続ける」を経営理念として事業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続可能な発展のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しています。

### b 企業価値の源泉について

当社では、お客様、従業員、株主の皆様及び地域社会などのすべてのステークホルダーの“満足”を実現することが、企業価値の源泉であると考えております。この企業価値を更に高めていくために、輸送ネットワークの充実や物流施設の拡充などをはじめとした営業展開、コーポレート・ガバナンスの強化、充実及び環境保全並びに社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。また、これらの取り組みに加えて創業以来の労使協調による事業運営を継続していくことが、経営理念の実現とすべてのステークホルダーから良き企業市民として信頼され選ばれる企業となり、業績の向上にも寄与していくものと考えております。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後とも継続して発展させていくことが、企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものと確信しております。

### c 経営戦略に基づく取り組み

当社では、2021年度を初年度とする第5次中期経営計画「Challenge, Change 2023」を策定し、経営目標の達成に向けた取り組みを行ってまいります。

この中期経営計画では、継続可能（Sustainable）な成長を実現することで、企業価値の向上に努めるという前中期経営計画の基本方針を継承し、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に当社の企業価値の源泉である創業以来の労使協調の基盤となる従業員満足（Employee Satisfaction）を加えたESG+ESを深化させ、更なる企業価値の向上を図り、SDGsの達成に貢献してまいります。

また、当社ではこれまでの中期経営計画の実績を踏まえ、引き続きESG経営を推進し、すべてのステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく満足度の向上に努め、更なる安全・安心なサービスをお届けし続けてまいります。

#### d コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識し、効率的で透明性の高い経営体制の確立に努めております。その取り組みの一環として、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける経営意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による体制の強化を図るため、2011年4月1日より執行役員制度を導入しております。2021年6月22日から取締役会は、社外取締役6名を含む9名で構成され、効率的な経営の充実強化を図っております。また、株主の皆様を始めとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は1年と定め、様々な分野での豊富な経験と優れた見識、専門性の高い知識を有する社外取締役は、当社への有効な助言等を行っていただくことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役が取締役会に出席することにより取締役の業務執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコーポレート・ガバナンスにつきましては、迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。

e 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入いたしております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、長期安定的な配当の実施と企業環境の変化に対応した機動的な自己株式の取得により、株主還元の充実に努めることを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき30円とさせていただきます。これにより、当期における1株当たりの年間配当金は、中間配当金30円とあわせて60円となります。

また、当事業年度において、自己株式8,364,706株を取得いたしました。

---

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>84,099</b>	<b>流動負債</b>	<b>88,828</b>
現金及び預金	39,869	支払手形及び買掛金	16,180
受取手形及び売掛金	39,681	短期借入金	10,675
その他	4,648	一年以内に返済予定の長期借入金	34,738
貸倒引当金	△99	リース債務	79
<b>固定資産</b>	<b>394,047</b>	未払法人税等	4,030
<b>有形固定資産</b>	<b>327,363</b>	未払消費税等	2,947
建物及び構築物	93,779	賞与引当金	5,317
機械装置及び運搬具	18,568	その他	14,859
工具、器具及び備品	3,419	<b>固定負債</b>	<b>133,014</b>
土地	210,838	長期借入金	71,602
建設仮勘定	756	リース債務	100
<b>無形固定資産</b>	<b>4,761</b>	繰延税金負債	12,196
<b>投資その他の資産</b>	<b>61,922</b>	再評価に係る繰延税金負債	23,573
投資有価証券	54,936	退職給付に係る負債	24,063
繰延税金資産	3,975	関係会社事業損失引当金	26
その他	3,186	資産除去債務	486
貸倒引当金	△176	その他	965
<b>資産合計</b>	<b>478,147</b>	<b>負債合計</b>	<b>221,843</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>195,651</b>
		資本金	30,310
		資本剰余金	39,488
		利益剰余金	181,503
		自己株式	△55,650
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>56,891</b>
		その他有価証券評価差額金	23,466
		土地再評価差額金	34,150
		為替換算調整勘定	71
		退職給付に係る調整累計額	△798
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,761</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>256,304</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>478,147</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		291,266
売上原価		260,863
販売費及び一般管理費		30,403
営業外収益		8,311
営業外収益		22,091
受取利息及び配当金	1,103	
その他	940	2,044
営業外費用		
支払利息	314	
その他	625	940
特別利益		23,196
固定資産売却益	57	
採用補償金	2,057	
投資有価証券売却益	52	
関係会社事業損失引当金戻入額	33	2,199
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	237	
投資有価証券評価損	211	
貸倒引当金繰入額	7	456
税金等調整前当期純利益		24,939
法人税、住民税及び事業税	7,287	
法人税等調整額	677	7,965
当期純利益		16,973
非支配株主に帰属する当期純利益		210
親会社株主に帰属する当期純利益		16,763

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日残高	30,310	39,264	167,956	△21,784	215,746
会計方針の変更による累積的影響額			△1,028		△1,028
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,310	39,264	166,928	△21,784	214,718
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,443		△2,443
親会社株主に帰属する当期純利益			16,763		16,763
自己株式の取得				△33,871	△33,871
自己株式の処分				5	5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		224			224
土地再評価差額金の取崩			254		254
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	224	14,574	△33,865	△19,066
2022年3月31日残高	30,310	39,488	181,503	△55,650	195,651

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日残高	20,375	34,405	△7	△951	53,822	3,809	273,378
会計方針の変更による累積的影響額							△1,028
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,375	34,405	△7	△951	53,822	3,809	272,349
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,443
親会社株主に帰属する当期純利益							16,763
自己株式の取得							△33,871
自己株式の処分							5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							224
土地再評価差額金の取崩							254
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,090	△254	79	153	3,069	△47	3,021
連結会計年度中の変動額合計	3,090	△254	79	153	3,069	△47	△16,045
2022年3月31日残高	23,466	34,150	71	△798	56,891	3,761	256,304

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>61,679</b>	<b>流動負債</b>	<b>93,112</b>
現金及び預金	20,918	支払手形	1,715
受取手形	1,793	買掛金	17,982
売掛金	27,530	短期借入金	21,800
貯蔵品	765	一年以内に返済予定の長期借入金	34,350
前払費用	616	リース負債	22
関係会社短期貸付金	5,602	未払消費税等	5,860
その他の貸倒引当金	4,470	未払消費税等	3,133
	△17	未償与引当金	1,474
<b>固定資産</b>	<b>360,904</b>	その他の負債	3,200
<b>有形固定資産</b>	<b>291,693</b>	<b>固定負債</b>	<b>119,513</b>
建物	77,156	長期借入金	70,800
構築物	4,931	繰延税金負債	9,997
機械及び装置	9,761	再評価に係る繰延税金負債	23,740
車両運搬具	2,426	退職給付引当金	14,088
工具、器具及び備品	2,955	関係会社事業損失引当金	26
土地	193,708	その他の負債	860
建設仮勘定	752	<b>負債合計</b>	<b>212,625</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,324</b>	<b>(純資産の部)</b>	
借地権	891	<b>株主資本</b>	<b>152,798</b>
ソフトウェア	3,314	資本金	30,310
その他の資産	118	資本剰余金	39,113
<b>投資その他の資産</b>	<b>64,887</b>	資本準備金	37,104
投資有価証券	52,949	その他の資本剰余金	2,008
関係会社株式	8,604	<b>利益剰余金</b>	<b>139,024</b>
出資金	3	利益準備金	6,630
関係会社出資金	0	その他の利益剰余金	132,394
関係会社長期貸付金	2,375	固定資産圧縮積立金	14,569
長期前払費用	71	別途積立金	44,000
その他の負債倒引当金	1,677	繰越利益剰余金	73,824
	△794	<b>自己株式</b>	<b>△55,650</b>
<b>資産合計</b>	<b>422,584</b>	評価・換算差額等	57,160
		その他の有価証券評価差額金	23,342
		土地再評価差額金	33,818
		<b>純資産合計</b>	<b>209,958</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>422,584</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		250,400
売 上 原 価		228,045
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,354
営 業 業 務 利 益		5,250
営 業 外 収 益		17,104
受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	1,087	
そ の 他	583	1,671
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	272	
そ の 他	559	831
経 常 利 益		17,944
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	31	
収 入 用 補 償 金	1,962	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	90	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	6	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	33	2,126
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2	
固 定 資 産 除 却 損	203	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	211	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7	424
税 引 前 当 期 純 利 益		19,645
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,439	
法 人 税 等 調 整 額	796	6,236
当 期 純 利 益		13,409

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
2021年4月1日残高	30,310	37,104	2,008	39,113	6,630	121,861	128,491
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△688	△688
会計方針の変更を反映 した当期首残高	30,310	37,104	2,008	39,113	6,630	121,172	127,803
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△2,443	△2,443
当期純利益						13,409	13,409
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の 取 崩						254	254
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	11,221	11,221
2022年3月31日残高	30,310	37,104	2,008	39,113	6,630	132,394	139,024

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	△21,784	176,131	20,022	34,072	54,095	230,226
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△688				△688
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△21,784	175,442	20,022	34,072	54,095	229,537
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,443				△2,443
当期純利益		13,409				13,409
自己株式の取得	△33,871	△33,871				△33,871
自己株式の処分	5	5				5
土地再評価差額金の 取 崩		254				254
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)			3,320	△254	3,065	3,065
事業年度中の変動額合計	△33,865	△22,644	3,320	△254	3,065	△19,578
2022年3月31日残高	△55,650	152,798	23,342	33,818	57,160	209,958

(注) その他利益剰余金の内訳

項目	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2021年4月1日残高	12,909	44,000	64,951	121,861
会計方針の変更による 累積的影響額			△688	△688
会計方針の変更を反映 した当期首残高	12,909	44,000	64,263	121,172
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△2,443	△2,443
当期純利益			13,409	13,409
固定資産圧縮積立金の積立	1,770		△1,770	—
固定資産圧縮積立金の取崩	△110		110	—
土地再評価差額金の 取崩			254	254
事業年度中の変動額合計	1,660	—	9,560	11,221
2022年3月31日残高	14,569	44,000	73,824	132,394

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

福山通運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	山	和	弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅	野		豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	橋	盛	子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、福山通運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福山通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。



- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

福山通運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	山	和	弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅	野		豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	橋	盛	子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福山通運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。

虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

福 山 通 運 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役 百 田 正 裕    ㊟

常勤監査役 中 村 誠 一    ㊟

社外監査役 佐々木 信 彦    ㊟

社外監査役 村 井 弘 幸    ㊟

社外監査役 森 下 裕 子    ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

場所：広島県福山市東深津町四丁目20番1号  
当社本店 5階会議室  
電話 (084) 924-2000

交通：JR福山駅前8番乗り場 バス約10分  
せんげんど てなか  
「千間土手中」停留所下車 徒歩約1分



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンでご案内します。  
右図を読み取りください。 — 5

